

障害のある人やその家族の皆さんへ

各種手当・制度に該当すると思われる人は、相談を。

手当・制度	対象	金額
①特別児童扶養手当	身体、知的または精神に障害のある20歳未満の人を監護している保護者	▷重度(1級)…月額53,700円 ▷中度(2級)…月額35,760円 ※所得制限があります。
②障害児福祉手当	身体または精神に重度の障害があるため、日常生活で常に介護を必要とする在宅の20歳未満の人	月額15,220円 ※所得制限があります。
③特別障害者手当	身体または精神に著しい重度の障害があるため、日常生活で常に特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人	月額27,980円 ※所得制限があります。
④府中市重症心身障害児福祉年金	市内に居住している20歳未満で、身体障害者手帳1・2級および療育手帳を持っている人またはその養護者	▷身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A・⑤を持っている人…年額36,000円 ▷療育手帳Bを持っている人…年額24,000円
⑤腎臓障害者通院助成金	市内に居住する腎臓機能障害のための人工透析治療を受けている人	人工透析治療のために通院した場合の交通費で、バス運賃相当額の4分の1の額
⑥府中市障害者通所交通費給付金	市内に居住して施設に通所する障害のある人で、1か月に5日以上公共交通機関または自家用車などを利用して通所する人	交通費の一部
⑦重度心身障害者医療費助成制度	市内に居住する身体障害者手帳1・2・3級および療育手帳④・A・⑤を持っている人	医療を受けた場合の一部負担金を除く自己負担相当額 ※一部負担金は、医療機関ごとに1日当たり200円。一部負担金を支払う上限日数は、通院は月4日、入院は月14日。 所得制限があります。
⑧特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、障害基礎年金を受給できなかった人で、現在、国民年金法施行令の1級・2級の障害の状態にある、次の要件に該当する人 ▷平成3年3月以前の国民年金任意加入の対象であった学生 ▷厚生年金または共済組合などに加入している会社員や公務員などの配偶者(昭和61年3月以前の国民年金任意加入)	▷1級に該当する場合…月額53,650円 ▷2級に該当する場合…月額42,920円 ※本人の所得による制限があります。
⑨その他	障害児通所支援の利用者には、「障害児施設食費負担金」、「障害児通所交通費」、「利用者負担軽減給付金」の助成制度があります。	

申請・問い合わせ先

▷①～⑦・⑨…福祉課 (☎43-7148)

▷⑧…市民課 (☎43-7129) または上下支所市民生活係 (☎62-2114)